

平成30年4月9日
教育振興部教育指導課

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針新旧対照表

変更箇所	頁	新（平成30年度）	旧（平成29年度）
3 教育委員会の取組	2 p	<p>(修正・追記)</p> <p>(3) 学校(園)・教職員への指導・助言</p> <p>① 教職員研修の実施</p> <p>○全ての教員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめも見逃さず適切な認知が行えるよう指導・助言等を行う。</p>	<p>○児童生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。</p>
		<p>(修正・追記)</p> <p>(3) 学校(園)・教職員への指導・助言</p> <p>② 情報共有</p> <p>○いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、東京都教育委員会「<u>いじめ総合対策【第2次】</u>」(平成29年2月)を基に、いじめの有無を確認するよう指導する。</p>	<p>○いじめの初期段階から速やかに対応するよう、いじめの疑いがあると思われるケースについては、練馬区版「<u>いじめ対応のポイント</u>」を基に、いじめの有無を確認するよう指導する。</p>
3 p		<p>(追記)</p> <p>(3) 学校(園)・教職員への指導・助言</p> <p>③ いじめ相談窓口の周知</p> <p>練馬区の教育相談室やメール相談をはじめとして国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。また、保護者への周知を行う。</p>	<p>練馬区の教育相談室をはじめとして国や都のいじめ相談の連絡先を、毎年度学校を通して全ての児童生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。また、保護者への周知を行う。</p>
4 p		<p>(追記)</p> <p>(5) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進</p> <p>② 教育だよりやポスター等を活用した積極的な情報発信</p> <p><u>いじめの定義やいじめの認知件数の調査結果</u>、いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を計画的に広く区民に発信する。</p>	<p>いじめ防止に関する優れた取組や豊かな心の育成に向けた実践、いじめ対応のポイント等を計画的に広く区民に発信する。</p>
		<p>(追加)</p> <p>(5) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進</p> <p>④ SNSに関わるトラブル防止に向けてSNS学校ルールへの協力と、SNS家庭ルールの作成を保護者に向けて発信していく。</p>	<p>(記載なし)</p>

4 学 校 (<u>園</u>) の 取 組	5 p	<p>(追記)</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置</p> <p>② 組織の設置</p> <p>○いじめの防止等の対策のための組織（以後、いじめ防止のための組織という。）を設置する。<u>メンバーには、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする。いじめ防止のための組織の名称は各学校で定める。</u></p>	<p>○いじめの防止等の対策のための組織（以後、いじめ防止のための組織という。）を設置する。いじめ防止のための組織の名称は各学校で定める。</p>
		<p>(修正・追記)</p> <p>(2) いじめの防止</p> <p>② 児童生徒の主体的な活動の促進</p> <p>○小学校の児童会や中学校の生徒会が中心となった主体的な活動を促進する。特に、SNSの利用に関しては、教員の指導のもと、児童生徒同士が話し合って「SNS学校ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。<u>「SNS学校ルール」は、保護者にも周知して家庭の協力を得られるようにする。</u></p> <p>○ふれあい（いじめ防止強化）月間（以後、「ふれあい月間」という。）やいじめ一掃プロジェクト等で、いじめ防止や克服に向けた取組を<u>推進する。</u></p>	<p>○小学校の児童会や中学校の生徒会が中心となった主体的な活動を促進する。特に、SNSの利用に関しては、教員の指導のもと、児童生徒同士が話し合って「SNS学校ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。</p> <p>○ふれあい（いじめ防止強化）月間（以後、「ふれあい月間」という。）やいじめ一掃プロジェクト等で、いじめ防止や克服に向けた取組を支援する。</p>